

研究拠点形成費等補助金交付要綱

平成14年4月1日
文部科学大臣決定
平成16年1月23日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年3月24日一部改正
平成19年4月1日一部改正

(通則)

第1条 研究拠点形成費等補助金(海外先進研究実践支援、先導的ITスペシャリスト育成推進プログラムを除く。以下「補助金」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、学問分野別に評価を行い、専攻等が国際的に卓越した教育研究拠点を形成するために必要とする経費及び大学院研究科専攻が教育研究活動を通じて創造性豊かな優れた若手研究者を養成するために必要とする経費を補助することにより、もって世界最高水準の大学づくりを推進し、我が国の科学技術の水準の向上及び高度な人材育成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「専攻等」とは、大学院研究科専攻(博士課程レベルに限る。)大学附置の研究所の研究組織若しくはこれらに準ずるもの(研究の水準が大学院の博士課程レベルに相当すると認められるものに限る。)又はこれらの組合せ(同一大学内の組合せに限る。)のことをいう。

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

第4条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 研究拠点形成費

専攻等が国際的に卓越した教育研究拠点を形成するために必要な事業
(補助事業者を、専攻等の研究者からなる研究グループとする補助金を「補助金A」、大学の設置者とする補助金を「補助金B」という。以下同じ。)

(2) 若手研究者養成費(以下「補助金C」という。)

大学院研究科専攻が教育研究活動を通じて創造性豊かな優れた若手研究者を養成するために必要な事業

(3) 審査・評価等経費（以下「補助金D」という。）

補助金A、補助金B又は補助金Cを適切に配分するために、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う審査・評価等に関する事業

- 2 補助対象経費及び補助事業者は、別紙1に定めるところによるものとする。
- 3 補助金A又は補助金Bについて、補助事業の実施に中心的な役割を果たす研究者を「事業推進担当者」という。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第15条第1項の規定により補助金A又は補助金Bの交付の決定が取り消された補助事業（以下「交付決定取消事業」という。）において、法第11条第1項の規定に違反する行為を行った研究者を事業推進担当者とする事業については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間、それぞれ補助金A又は補助金Bを交付しない。
 - 一 法第11条第1項の規定に違反して、第15条第1項第1号の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合 第15条第2項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間
 - 二 法第11条第1項の規定に違反して、第15条第1項第2号の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合 第15条第2項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で補助事業以外の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 三 前号に規定する「相当と認められる期間」は、別紙2に定めるところによる
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項第2号に該当する場合において、補助金A又は補助金Bの当該補助事業以外の用途への使用を共謀した研究者を事業推進担当者とする事業については、前項の規定により同項の研究者が中心的な役割を果たす事業について補助金A又は補助金Bを交付しないこととされる期間と同一の期間、それぞれ補助金A又は補助金Bを交付しない。
- 6 第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により補助金A又は補助金Bの交付を受けた場合、偽りその他不正の手段を使用した研究者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した研究者を事業推進担当者とする事業については、当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、それぞれ補助金A又は補助金Bを交付しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、補助金A又は補助金Bを使用した研究の成果の報告書等の捏造、改ざん、盗用等（以下、「不正行為」という。）が行われた場合、不正行為に関わった研究者を事業推進担当者とする事業については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間、それぞれ補助金A又は補助金Bを交付しない。
 - 一 不正行為を行った研究者の場合 当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上10年以内の間で不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 不正行為を行わなかったが、報告書等の作成に一定の責任があった研究者の場合 当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上3年以内の間で不正行為への責任等を勘案して相当と認められる期間
- 8 第1項の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であって文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）の不正使用及び不正受給並びに

特定給付金による研究における不正行為に関わったことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた研究者を事業推進担当者とする事業については、文部科学大臣が別に定める期間、補助金 A 及び補助金 B を交付しない。

(申請手続)

第 5 条 補助金の交付を受けようとするときは、大臣が別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式 1、2、3、4)を大臣に提出しなければならない。

2 補助金 B 又は補助金 C の交付を受けようとする者は、前項の規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付の決定)

第 6 条 大臣は、前条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

2 補助金 B 又は補助金 C について、大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから 30 日とする。

(申請の取下げ)

第 7 条 前条第 1 項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第 8 条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式 5、6、7、8)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

一 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合

- 二 補助金 A 又は補助金 B について、補助金の交付決定額のうち直接経費の額に影響を及ぼすことなく、別紙 1 に定める直接経費の各補助対象経費の額を 300 万円又は補助金の交付決定額のうち直接経費の額の 30% のいずれか高い額以内で増減する場合
 - 三 補助金 C について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、別紙 1 に定める各補助対象経費の額を 300 万円又は補助金の交付決定額の 30% のいずれか高い額以内で増減する場合
 - 四 補助金 D について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、別紙 1 に定める各補助対象経費の額を補助金の交付決定額の 20% 以内で増減する場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式 9、10、11、12）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式 13、14、15、16）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 11 条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了した場合にあっては、その日から 1 ヶ月を経過した日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、大臣が別に定める日までに実績報告書（様式 17、18、19、20、21、22、23、24）を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第 1 項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。
- 4 補助金 B 又は補助金 C について、補助事業者は、第 1 項及び第 3 項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助事業に要した経費の額（補助金Cにあっては、別紙2に定める算式により算定した額）又は補助金の交付決定額のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金B又は補助金Cについて、大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 大臣は、第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助金B又は補助金Cについて、補助事業者は、補助金の交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式25、26）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 大臣は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により第6条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(知的財産権の報告)

第16条 補助金A、補助金B又は補助金Cによる補助事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得た場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書(様式27、28、29)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣は補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式30、31、32、33)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19条 補助金A、補助金B又は補助金Cの補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

2 補助金Dの補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(審査・評価結果の報告)

第20条 振興会は、補助金Dにより行う補助事業により審査・評価を行ったときは、速やかに、その結果を大臣に報告しなければならない。

(事業結果報告書)

第21条 補助金A、補助金B又は補助金Cの補助事業者は、当該全事業を完了したときは、別に定める期日までに、事業結果報告書を大臣に提出しなければならない。

(報告の公表)

第 2 2 条 大臣は、第 1 1 条、第 1 2 条及び前条の報告の全部又は一部を公表することができる。

(審査・評価の実施細目)

第 2 3 条 振興会は、補助金 D の補助事業における審査・評価の実施細目について定めなければならない。

(補助金調書)

第 2 4 条 補助金 B 又は補助金 C の補助事業者 (地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。) は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書 (様式 3 4、 3 5) を作成しておかなければならない。

(その他)

第 2 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

別紙（第4条第2項、第4条第4項第3号、第13条第1項関係）

1 補助対象経費

補助対象事業の内容、補助事業者及び補助対象経費は次のとおりとする。

補助金名	補助対象事業の内容	補助事業者	補助対象経費	
補助金 A	専攻等が国際的に卓越した教育研究拠点を形成するために必要な事業	専攻等の研究者からなる研究グループ	直接経費	設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費
			間接経費	
補助金 B	専攻等が国際的に卓越した教育研究拠点を形成するために必要な事業	大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）	直接経費	設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費
			間接経費	
補助金 C	専攻が創造性豊かな優れた若手研究者の養成に係る教育研究活動を実施するために必要な事業	大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）	設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費	
補助金 D	補助金 A、補助金 B、又は補助金 C を適切に配分するために必要な審査・評価等に関する事業	振 興 会	設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他大臣が認めた経費	

2 相当と認められる期間

第4条第4項第3号に規定する補助事業以外の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間は次のとおりとする。

補助金の他の用途への使用の内容等	交付しない期間
1 補助事業に関連する用途に使用した場合	2年
2 1を除く、教育研究に関連する用途に使用した場合	3年
3 教育研究に直接関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

(注) 単純な事務処理の誤りであったと認められる場合についてはこの限りではない。

3 補助金の額の確定

$$\text{補助事業に要した経費の額} \times \text{補助金の交付決定額} \div \text{補助対象経費の額}$$